

2025 年 3 月 28 日

大型二種運転免許証の失効期間における一般路線バスの
運行について（お詫び）

福島県いわき市明治団地 4 番地の 1
新常磐交通株式会社

今般、弊社の一般路線バスの運転者が、免許更新手続きを失念して、運転免許証が失効したまま一般路線バスに乗務した事実が、発覚しました。

旅客自動車運送事業者として、絶対にあってはならないことであり、心よりお詫び申し上げます。

日ごろから法令遵守を第一に掲げて「安全輸送」に取り組んで参りましたが、この度このような法令違反を惹起し、深く反省すると同時に再発防止には万全を期す所存です。

原因

乗務前に運転免許証の確認は、運行管理者が「対面点呼」により行ってきました。免許の提示を求め目視で確認しますが、複数運転者を集めての点呼が通例であり、各運転者の運転免許証に記載事項が見えにくい事が、この度の原因と判断しています。

また、担当者は、月別に更新該当運転者の氏名記載のリストを点呼場所に貼り出し、注意を喚起し、口頭により更新手続きの呼びかけをして参りましたが、「呼びかけ」に漏れがあったものと思われます。

更新手続きの個人管理

運行管理者は、全ての運転者の運転免許証のコピーを保管しており、それに基づいて「免許証管理台帳」を作成して、月別に「免許更新対象者」を把握し管理してきました。

免許失効期間とバス乗務日数

2025 年 3 月 15 日に、当該運転者が「期限切れ」に気づき、本人から申し出があり本件が、発覚いたしました。

・発覚するまでの免許失効期間 2024 年 12 月 29 日～2025 年 3 月 14 日

・失効期間における乗務(無免許運転)日数 延べ 48 日

(失効期間中に、事故は無く交通違反等の検挙はありませんでした)

再発防止策

- ① アルコールチェックと運転免許証チェックが同時可能な「一体型アルコールチェッカー」の導入によるシステム化。3 月 24 日に導入し稼働を開始しました。
- ② 月別に更新運転者の氏名記載リストを点呼場所に貼り出し注意喚起し「呼びかけ」を担当者だけでなく全ての運行管理者が行い、漏れを二重で防止します。

以 上

お問い合わせ先

新常磐交通株式会社
自動車部 門馬、松井、鈴木
連絡先 0246-46-1646